

## 「ASEAN インド FTA（続報）」

### 自社製品の関税引き下げスケジュールの確認方法など

三菱東京UFJ銀行  
国際企画部CIBグループ

本レポートは AREA Report 204 の続編です。自社製品の関税引き下げスケジュールの確認方法など、レポート発行後、ご質問いただいた事項等への回答を掲載しております。

#### 1. ASEAN インド FTA に関するご質問と回答

Q1. 当社のタイ工場における製造品目の関税引き下げスケジュールを確認したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか？

A1. 貴社の製品の関税引き下げスケジュールは、以下のように確認できます。

(1) 貴社の製品のHSコード（関税コード）を確認します。本コードは輸出ご担当の部署の方等がご存知のケースが多いです。

(2) ASEAN事務局の以下のURLのホームページにアクセスします。

<http://www.aseansec.org/22563.htm>

(3) インド側の関税引き下げスケジュールを確認したい場合は、上記ホームページの一番下の「India to ASEAN 5 + CLMV」をクリックします。

(4) PDFファイルが開きますので、そのPDFファイルの左から2番目のHSコードの欄を見て、自社の製品に該当するものの関税率引き下げスケジュールをチェックします。

Q2. 原産地規則を満たすための条件に「関税番号変更要件（タリフジャンプ）」とありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。

A2. 関税番号変更要件とは、「原材料・部品の関税分類から最終製品の関税分類が一定以上変更されていれば最終製品を当該国の原産品と認めるもの」です。

今回のFTAでは、at least change in sub-heading(CTSH) level とありますので、例えば、HSコードが、9401.71のものについては、加工後は、これ以外のHSコードに分類されるものになる必要があります。

## 2. 関税引き下げスケジュールについて

前述の ASEAN 事務局のホームページから一部品目の関税引き下げスケジュールを抜粋しました。以下の通りです。

自動車のように、関税率が下がらないものもありますが、かなりのスピードで関税率の低下が進む品目もあります。

表1.【インド側の個別品目の関税引き下げスケジュールの例 (フィリピンを除く対ASEAN9カ国)】 (%)

HSコード 品目名	分類	2007	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019			
		MFN	1.1	1.1	1.1	1.1	2014末	1.1	1.1	1.1	2016末	1.1	1.1	1.1	2019末
0203.12.00 ハム	NT-1	30	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
0207.24.00 鶏肉 (カットしていないもの)	NT-1	30	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
0406.30.00 プロセス・チーズ	NT-1	30	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
0709.20.00 アスパラガス	NT-1	30	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
1604.15.00 サバ	NT-2	30	25	20	15	13	13	11	8	5	0	0	0	0	
3102.21 硫酸アンモニウム	NT-1	5	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7201.20.00 非合金銻鉄	NT-1	10	7.5	5	5	2.5	0	0	0	0	0	0	0	0	
8508.11.010 真空式掃除機 電池内蔵式のもの	NT-2	10	7.5	6	5	4	4	3	2	1	0	0	0	0	
8508.11.090 真空式掃除機 その他のもの	NT-2	10	7.5	6	5	4	4	3	2	1	0	0	0	0	
8509.40.10 食物用グラインダー、 食物用ミキサー	ST	10	9	8	7	7	7	6	6	5	5	5	5	5	
8703.22等 自動車	EL	100	関税下げなし												
8711.30.10 スクーター エンジン250cc～500cc	ST	100	30	26	23	20	20	16	13	9	5	5	5	5	5
8711.30.20 オートバイ エンジン250cc～500cc	ST	100	30	26	23	20	20	16	13	9	5	5	5	5	5
9101.11.000 腕時計：機械式表示部 のみを有するもの	NT-1	10	7.5	5	5	2.5	0	0	0	0	0	0	0	0	

(出所)ASEAN事務局資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

※MFN=最恵国待遇。

※NT-1=ノーマル・トラックの1。NT-2=ノーマル・トラックの2。ST=センシティブ・トラック。EL=例外品目。

表2.【関税引き下げの全体スケジュール】

分類	対象国	関税引き下げ達成時期等
ノーマルトラック1(NT-1)	インドとタイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ	2013年末までに関税撤廃
	インドとフィリピン	2018年末までに関税撤廃
	インドとCLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)	
	インド側	2013年末までに関税撤廃
ノーマルトラック2(NT-2)	インドとタイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ	2016年末までに関税撤廃
	インドとフィリピン	2019年末までに関税撤廃
	インドとCLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)	
	インド側	2016年末までに関税撤廃
センシティブトラック(ST) (関税率を5%まで引き下げる)	インドとタイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ	2016年末までに関税率を5%まで下げる
	インドとフィリピン	2019年末までに関税率を5%まで下げる
	インドとCLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)	
	インド側	2016年末までに関税率を5%まで下げる
スペシャル・プロダクト(5品目)	後述。インド側の5品目	
高度センシティブリスト(HSL) (関税率を当初MFNの半分に下げる)	カテゴリー1: タイ、マレーシア、インドネシア	2019年末までに関税撤廃
	カテゴリー2: フィリピン	2022年末までに関税撤廃
	カテゴリー3: カンボジア、ベトナム	2024年末までに関税撤廃
例外品目(EL)	関税引き下げ対象とはしない。品目は毎年見直し	

(出所)ASEAN事務局資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

表3.【インド側のスペシャル5品目の関税引き下げスケジュール】

(%)

品目名 英語	品目名	2007 MFN	各年の1月1日までに引き下げる関税率										2019.12.31
			2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
CPO	パーム・オイル crude palm oil	80	76	72	68	64	60	56	52	48	44	40	37.5
RPO	パーム・オイル refined palm oil	90	86	82	78	74	70	66	62	58	54	50	45
Coffee	コーヒー	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
Black Tea	紅茶	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
Pepper	胡椒	70	68	66	64	62	60	58	56	54	52	51	50

(出所)ASEAN事務局資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

《参考サイト》

ASEAN 事務局ホームページ

<http://www.aseansec.org/22563.htm>

インド政府 商工業省ホームページ

[http://commerce.nic.in/pressrelease/pressrelease\\_detail.asp?id=2461](http://commerce.nic.in/pressrelease/pressrelease_detail.asp?id=2461)

シンガポール政府 IE シンガポール・ホームページ

<http://app.mti.gov.sg/default.asp?id=148&articleID=19541>

本レポートに関するお問い合わせ先  
国際企画部 C I B グループ 北村広明  
E-mail:hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp  
TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。